

業務指示書

アルメニア国農業灌漑セクター情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年4月23日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年4月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の項目については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：灌漑事業計画に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/灌漑事業計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：灌漑事業計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（アルメニア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業開発計画】

- 1) 類似業務の経験：農業開発計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（アルメニア 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年5月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(AMD1 = 0.25 円, US\$1 = 102.82 円, EUR1 = 141.43 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/灌漑事業計画
農業開発計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.20 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年5月26日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
アルメニア国農業灌漑セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/灌漑事業計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業開発計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

アルメニアは黒海とカスピ海の間位置し、北はグルジア、西はトルコ、東はアゼルバイジャン、南はイランに接している内陸国である。山がちな地形であり、国土の90%以上が標高1000m以上であり、平均標高は1800mである。気候は低地がステップ気候で、高地が亜寒帯湿潤気候であり、四季がある。年平均降水量は地域によって差があるが約500mm程度であり、月間降水量は4月～7月までが多く約50mmから80mmであり、残りの月の降水量は月間約20mmから30mmである。国土面積は2.97万平方キロメートルで、その人口は302万人（2012年）である。

アルメニアの農業セクターは対GDP比で20.1%（2011年）、就業者人口118万人のうち38.9%を占める重要産業である。アルメニア政府は農業分野における戦略「Strategy for Sustainable Agricultural and Rural Development of Armenia for 2010-2020 (SSARD)」を策定し、国内農業の産業化、食の安全保障の強化、輸出品目生産の強化を戦略目標とし、これらの目標達成のために灌漑を含めた農業インフラ整備を重要分野として位置づけている。具体的には、灌漑システムの整備及び維持管理体制の強化、水利組合・水関連企業の設立支援、自然流下方式灌漑（Gravity Irrigation）の導入を強化することとしている。また、2012年に策定された「Armenia Development Strategy for 2012-2025 (ADS)」の中でも、灌漑システムへの公共投資を優先事項とし、GDPの約0.3%を灌漑農地の拡大・効率化のために充当することを定めているほか、水利組合・灌漑システム維持管理体制の改善促進が定めている。実際、アルメニア政府は2012年までに灌漑地を対2006年比で30%拡大することを目標に掲げ、灌漑インフラの整備を推進してきたが、予算不足等の理由により、2010年時点で灌漑地の増加率は約4.7%に留まっている。

このような背景を踏まえ、アルメニア政府は日本、ドイツ、フランスに灌漑インフラ整備の要請を行い、2014年3月時点でドイツはKfWがシラク地方カプス、フランスはAFDがアララト地方ヴェディで、それぞれ事業化調査を行っている。我が国は2012年に有償資金協力の要請を受領したコタイク地方イエグヴァルドにある灌漑施設の再整備について、2014年2月にJICAによるコンタクトミッションを派遣し、現地視察を行った。視察の結果、イエグヴァルドの灌漑施設は旧ソ連時代に計画貯水量228百万 m^3 で計画され、一部工事を実施したが、その後1985年に資金不足で工事が中止となり、その後1999年に計画の見直し（計画貯水量を90百万 m^3 に縮小）が行われたものの着工されず、現在に至ることが明らかになった。

これらの状況を受けて、本調査はアルメニアの農業・灌漑セクターの情報収集と現状分析を行うとともに、イエグヴァルド灌漑施設に関して将来的な有償資金協力事業としての可能性について情報の収集を行うものである。

2. 業務の目的

本業務は「1. 業務の背景」を踏まえ、イエグヴァルド灌漑施設整備事業に係る協力準備調査実施の必要性・妥当性を検討するとともに、調査計画の策定に必要な情報の整理を行うものである。

3. 調査対象施設の概要

(1) 対象地域

コタイク (Kotayk) 地方 イェグヴァルド (首都エレヴァンから北西に約 18km)

(2) 計画事業内容

① 高低差を利用した自然流下式灌漑システムの整備

貯水池 (総容量 90 百万 m³)、塞き止めダム 2 基、水路の建設、既存水路の修復

② 想定事業費

約 132 百万米ドル (アルメニア側による概算)

③ 対象面積

農地約 11,000~12,200ha の灌漑状況の改善

(3) 関係省庁・機関

監督官庁：地域行政省 (Ministry of Territorial Administration)

実施機関：水資源システム委員会 (State Committee of Water System)

関係省庁・機関：農業省、気象庁、水供給機構 (Water Supply Agency)、水利組合 (Water Use Association) 等

4. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「3. 調査対象施設の概要」及び「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 国際河川の水利権について

イェグヴァルド灌漑整備事業の既存計画の対象サイトは Hrazdan-Araks/Aras 河川システムの一部であり、Aras 川はトルコとアルメニアの国境を流れる国際河川である。JICA が実施したコンタクトミッション時に、Aras 川の水利用を両国間で 50:50 とするとの合意文書があることを確認しているが、その配分割合の流量の定義と対象流域等の詳細は本調査で確認を行うこと。

(2) 建築・耐震基準について

アルメニアはこれまで多くの地震災害の経験を有した国である。特に 1988 年のスピタク地震後にダムの耐震基準も変更されており、変更前の基準で計画されたイェグヴァルド灌漑施設に関して最新の基準を踏まえたレビューを行う必要がある。なお、2009 年から 2011 年にかけてアルメニア地質研究所は全国で断層の調査を行っていることから、同調査結果も踏まえてレビューを行うこと。

(3) 農業・灌漑セクターにおける他ドナーの事業動向について

2014 年 3 月時点でドイツ (KfW) がシラク地方カプス、フランス (AFD) がアララト地方ヴェディで、それぞれ灌漑事業の事業化調査を行っている。また世界銀行も 2002 年に策定した「Armenia Towards Integrated Water Resource Management」報告書の更新を行っている。さらにイェグヴァルド周辺の灌漑用水路の整備をユーラシア開発銀行が整備する計画もある。本調査ではこれらの事業動向・情報を取り込みながら行うこと。

6. 業務の内容

上記「2. 業務の目的」及び「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務を行う。ただし、以下に示した以外に効率的・効果的な調査方法、工程等がある場合には理由を付して具体的にプロポーザルにおいて提案すること。また、業務は原則として既存資料の収集・整理・分析、事業関係者へのインタビュー、事業関連サイトの視察にて行うことを想定している。

(1) インセプションレポートの作成

1) 既存資料の収集、整理、分析

既存農業・灌漑セクター資料のレビュー（国家計画、統計資料等の一般的に公開されている関連資料による基礎情報の確認及び関係省庁・機関の役割の確認、JICA 現地調査結果のレビュー）

2) 調査の全体方針の確認、調査項目・手法及び作業計画の検討

調査工程、調査対象機関、調査方法、調査実施項目、資料入手方法を整理し、作業計画を策定する。

3) インセプションレポートの作成

上記の作業を踏まえて、インセプションレポート、質問票を作成する。

(2) インセプションレポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプションレポートをアルメニア政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 政策及び事業実施の妥当性の確認

以下の項目に関する情報収集と課題の確認を行う。

- ① アルメニアの経済政策、地方開発政策及び課題の確認
- ② アルメニアの農業政策、灌漑政策の確認及び課題の整理、イエグヴァルド灌漑整備事業の位置づけの確認
- ③ 農業セクターの現状と課題の確認
 - ・ 農作物の作付面積・内容・営農状況
 - ・ 土地制度
 - ・ 農業経営体制・制度
 - ・ 農業普及体制・制度
 - ・ 農業組織に関する施策
 - ・ 農産物の輸出入の現状及び近隣国（地域）との競争優位性の有無
 - ・ 農産物流通の状況（概観）
 - ・ 農産物の価格変動、需給状況の現状と今後の見通し
 - ・ インフラ・機材整備状況
- ④ 灌漑セクターの現状と課題の確認
 - ・ 気象条件、水文データ、地理的条件、水資源
 - ・ 灌漑施設の建築基準、耐震基準
 - ・ 農業用水、上水道利用状況
 - ・ 省庁等の実施体制
 - ・ 灌漑事業の実施手順
 - ・ 灌漑施設建設及び維持管理における関連法令・制度・政府機関の役割（国際河川に関する近隣国・地域との水利権に関する法令・制度の確認、環境

- 社会配慮に関するアルメニアの法制度・手続きの確認含む)
- ・ 水利組合に関する法制度及び水利組合の所掌業務範囲
 - ・ 水利組合の設立状況及び活動・人員・財政状況
- ⑤ 政府及び他ドナーによる灌漑セクター支援の現状及び今後の支援計画の確認

(4) イェグヴァルド灌漑整備事業の既存事業計画及び事業環境の確認

以下の項目に関する情報収集と課題の確認を行う。

- ① 既存の事業計画・施設のレビュー
- ② 農業開発計画、土地利用計画、営農計画、下流水利用及びその調整メカニズムの確認
- ③ 事業に関連する灌漑設備（水路等）及びその運用状況の確認
- ④ 最新の気象、水文データに基づいた用水計画・水収支の確認
- ⑤ 事業の事業スコープの確認（受益面積とその範囲、受益農家戸数、整備予定の施設の確認）
- ⑥ 最新の断層データに基づいた事業候補地の地震リスク
- ⑦ 灌漑受益地における水利組合の設立状況及び活動・人員・財政状況
- ⑧ 事業を実施した場合の水没等による被影響者の規模の確認

(5) ドラフトファイナルレポートの作成

調査結果の取り纏め及びドラフトファイナルレポートの作成を行う。同レポートには以下の内容を盛り込むこととする。

- ① アルメニアの政策、開発の方向性、農業セクターの現状と課題
- ② イェグヴァルド灌漑整備事業の妥当性・必要性の検討結果
- ③ 既存事業計画のレビュー結果
- ④ 上記①～③を踏まえ、イェグヴァルド灌漑整備事業の既存計画に対する適正な規模等による代替案の提案

(6) ドラフトファイナルレポートの説明・協議

ドラフトファイナルレポートをアルメニア政府関係者に説明し、内容を協議・確認し、コメントを取り付ける。

(7) ファイナルレポートの作成

アルメニア政府への説明・協議を踏まえ、ファイナルレポートを作成する。

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち「(1) 3) ファイナルレポート」を成果品とする。なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、アルメニア政府との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

また、円滑に業務を実施するため、各報告書について露文版を作成し、簡易製本の上、アルメニア政府関係者と共有すること。ただし、露文版は参考としての位置づけとし、成果品は和文及び英文とする。

(1) 報告書

- 1) インセプションレポート (IC/R)

提出時期：2014年6月中旬

部数：和文5部、英文5部、露文5部、CD-R3枚

2) ドラフトファイナルレポート (DF/R)

提出時期：2014年10月上旬

部数：和文5部、英文5部、露文5部、CD-R3枚

3) ファイナルレポート

提出時期：2014年12月上旬

部数：和文5部、英文5部、露文5部、CD-R3枚

(2) 収集資料

調査終了時に契約期間中に収集した資料は収集資料リストを付したうえで提出する。

(3) 協議議事録・写真

現地調査時のアルメニア政府関係者との協議時には議事録を作成し、先方と内容を確認後にファイナルレポートに添付する。また調査時に撮影した写真もファイナルレポートに添付する。

(4) 成果品・報告書の仕様

成果品の印刷、電子化 (CD-R) については共通仕様書第25条に規定するとおり「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づく仕様とする。その他報告書はすべて簡易製本とし、その仕様は上記ガイドラインのとおりとする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程（案）

2014年6月上旬より国内作業を開始し、同年6月中旬より第1次現地調査を開始することを想定する。ドラフトファイナルレポートは2014年10月上旬を目途に作成する。ドラフトファイナルレポート作成後、アルメニア政府関係者に内容を説明し、コメントを取り付けたうえで、2014年12月上旬を目途にファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約19.40M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合はその理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。但し、目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルにて明らかにすること。

- 1) 総括／灌漑事業計画（2号）
- 2) 農業開発計画（3号）
- 3) 自然条件調査（地質・地下水）
- 4) 自然条件調査（水文・気象・水資源）

(3) 通訳

本調査には業務実施上の必要に応じて現地にて通訳を備上することを可とする。ロシア語（もしくはアルメニア語）⇔英語（もしくは日本語）通訳の現地備上に係る経費は見積もりに計上すること。また、資料の翻訳費についても本見積もりに計上すること。

3. 参考資料

本件に関連するJICA報告書及び収集資料はJICA図書館もしくはGIGAPOD（大容量ファイル送受信機能）よりダウンロードが可能です。

(1) JICA図書館

- ・ アルメニア国地震リスク評価・防災計画策定プロジェクト ファイナルレポート
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008235.html>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008236.html>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008237.html>
- ・ アルメニア国地すべり災害対策・管理計画調査 最終報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000169871.html>

(2) GIGAPOD

- ・ イェグヴァルド灌漑施設既存計画図
- ・ イェグヴァルド Feasibility Study Report(1999)
- ・ Strategy for Sustainable Agricultural and Rural Development 2010-2020
- ・ Law on National Water Policy(2005)
- ・ Law on Sevan Lake(2001)
- ・ Law on Water Users Association(2002)
- ・ Dam Construction Code(1991)
- ・ Water Code(2002)
- ・ トルコ・アルメニア水利用協定

【連絡先】 東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課 安達 (03-5226-6693)

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 第1次現地調査(2014年6月中旬を想定)

- 1) 団員構成：総括(JICA)
協力企画(JICA)

- 2) 調査工程：約7日間

- 3) 調査目的：

インセプションレポートについてアルメニア政府関係者との協議及び現地踏査を通じて、本調査の大枠及び調査実施方法について合意し、これを協議議事録に取りまとめる。

(2) 第2次現地調査(2014年10月中旬を想定)

- 1) 団員構成：総括(JICA)
協力企画(JICA)
技術支援(JICA)

- 2) 調査行程：約7日間

- 3) 調査目的：

ドラフトファイナルレポートについて、アルメニア政府関係者の基本的な同意を得て、これを協議議事録に取りまとめる。

なお、現地調査に関し、総括／灌漑事業計画は総括(JICA)滞在期間中、原則として総括(JICA)の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

5. 現地再委託

現地での調査を効率的に行うに当たって、資料収集等の一部業務を現地のコンサルタントに委託、または現地調査補助員を傭上することを認める。コンサルタントが現地再委託に適当と思われる項目がある場合は、プロポーザルにその理由を付して、業務内容・数量等を提案し、その経費については本見積もりに含めること。なお、現地再委託に当たっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。なお、現地再委託の経費については本見積もりに計上すること。

6. その他の留意事項

- (1) JICA はアルメニアに在外拠点をおかず、JICA ウズベキスタン事務所が兼轄する体制を敷いている。在外専門調査員 1 名(アルメニア人)をおいているが、あくまでも情報収集、アルメニア政府との連絡役である。このため現地調査中は安全管理に十分留意し、アルメニアの治安状況、緊急時の移動手段について十分な安全対策を講じること。なお、コンサルタントがウズベキスタンに渡航し、調査内容を JICA ウズベキスタン事務所へ報告することは行わないこととする。
- (2) 本調査実施に当たり、コンサルタントは独自に調査を遂行することが求められているが、主要な政府機関との初回のアポイントメントやその他便宜供与に関して特別な支援を必要とする場合は JICA と調整すること。

以 上